

大田区後期高齢者医療制度窓口等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

後期高齢者医療事務に係る窓口業務の申請・届出その他の手続き及び通常の電話対応、端末入力業務に関して、後期高齢者医療制度の保険者である「東京都後期高齢者医療広域連合」と常に連携を取り、より迅速に対応できる組織体制（資格、給付、保険料収納、保健事業、管理）を目指し、適切な運営の下に窓口・電話対応等業務の経験のある民間事業者へ業務委託することにより、更なる業務量の増大に対し限られた職員数で安定的に業務運営できる体制を構築し、区民サービスの向上に繋げていくことを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 件名

大田区後期高齢者医療制度窓口等業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書及び別記2」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

なお、本業務は2回を限度に年度ごとに契約更新の可能性があります。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での事業継続決定その他の状況の変化により契約を保証するものではありません。

(4) 委託経費（参考）

事業費 令和6年度 8,342 万円（税込）

3 プロポーザル参加資格

- (1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの入札資格が大田区にあること。
- (2) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者で

ないこと。

- (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区区民部国保年金課 後期高齢者医療担当

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 (大田区役所4階 25番窓口)

電話 03-5744-1608 FAX 03-5744-1677

E-mail t-kouki@city.ota.tokyo.jp

5 事業候補者決定までのスケジュール

	内 容	期 日
1	ホームページ掲載	令和6年9月10日(火)～ ※公募型プロポーザル実施要領公開
2	質問の受付	令和6年10月1日(火)～10月4日(金) ※17時まで
3	質問に対する回答 (公開期間)	令和6年10月9日(水)～10月11日(金)
4	参加申込書・企画提案書 受付	令和6年10月15日(火)～10月21日(月) ※17時まで
5	第一次審査(書類審査) 結果通知	令和6年10月下旬(予定)
6	第二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年11月12日(火)
7	第二次審査結果通知	令和6年11月下旬(予定)

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問票(様式7)を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出

※メール送信後は、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和6年10月1日(火)から令和6年10月4日(金)まで

(3) 質問への回答

質問票に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<http://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和6年10月9日(水)から令和6年10月11日(金)まで

※回答の公表時、質問者名は非公開とする。

7 提出書類等

- (1) 本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内に紙文書により提出すること。

	書類名称	提出部数
①	参加申込書(様式1)	1部
②	提案書表紙(様式2)	1部
③	会社概要書(様式3)	10部
④	業務実績(様式4)	10部(正本1部、副本9部)
⑤	本業務担当者経歴等(様式5)	10部
⑥	企画提案書 ※様式は任意	10部(正本1部、副本9部)
⑦	見積書 ※委託経費(事業費)とする。 ※最低基準価格の設定あり。	1部
⑧	東京都電子自治体競争入札参加資格審査 受付票の写し	1部
⑨	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部

- (2) 提出期間

令和6年10月15日(火)から令和6年10月21日(月)まで

- (3) 提出先

事前に担当まで電話連絡の上、上記「4 担当課」まで持参すること。

- (4) 参加資格の欠格事由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

8 企画提案書の作成について

- (1) 業務の趣旨及び内容

別紙「仕様書及び別記2」参照

- (2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

No.	項 目	内 容
1	他区市町村の 業務受託実績	他自治体での業務実績等
2	業務提案能力	サービスの向上、効率化に対する提案の妥当性等
3	組織体制	業務を遂行する組織体制等
4	指導教育体制	従事者の研修体制等
5	危機管理体制	従事場所でのトラブルの対応体制等
6	個人情報保護	個人情報保護についての管理体制等

※企画提案書は、日本工業規格A4判（縦使用）とし、任意書式にて作成すること。

※審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

※提案を取り下げる場合は、取下願（様式6）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

9 審査方法

(1) 候補者の選定は、「大田区後期高齢者医療制度窓口等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類及び見積書（最低基準価格の設定あり）を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面で通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

ア 当該審査は令和6年11月12日（火）に、大田区内で開催を予定している。

詳細については該当する事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4判1枚（両面印刷可）を当日の追加資料として委員に配布することができる。なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 出席者は3名までとし、本業務担当者は必ず出席すること。

エ 説明時間は15分、質疑応答は10分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーション

(イ) 質疑応答

(ウ) 全体評価

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

10 選定結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。
- (2) 選定結果は、第二次審査を行った事業者にも文書で通知する。また、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。